

NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行
株式会社常陽経営コンサルタンツ

〒973-8408

福島県いわき市内郷高坂町砂子田94 番地

TEL0246-27-9110 FAX0246-27-9118

消費税特措法の施行期日は 10 月 1 日 10 月以降は税込価格の不表示も可能

消費税を引き上げる際に、事業者が増税分を円滑に価格転嫁できるようにする消費税転嫁対策特別措置法は 6 月 5 日に成立し、同月 12 日に公布されたが、同法の施行期日を定める政令は、同月 11 日に閣議決定され、同月 14 日に公布された。

政令は、消費税特別措置法の施行期日を「2013 年 10 月 1 日」としたが、同法附則第 1 条ただし書きに規定する事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁できるように国が措置する規定の施行期日は 2013 年 6 月 15 日としている。

また、同法により規制の対象となるのは、2014 年 4 月 1 日以降に供給する商品やサービスについて行われる転嫁拒否等の行為や転嫁を阻害する表示となる。

ただし、同法第 10 条に規定されている総額表示義務に関する特例については、施行期日から適用されるので、本年 10 月 1 日以降、表示価格が税込価格と誤認されない場合に限り、税込価格を表示しないことが可能となる。

第 10 条では「価格の表示に関する特別措置」として、(1) 事業者は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑・適正な転嫁のために必要があるときは、現に表示する価格が税込価格と誤認されない措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない（総額表示義務の特例措置）、(2) (1) により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない、などと定めている。

団体交渉は約 5 割が「満足している」 5 年ごとの「団交と争議の実態調査」

厚生労働省で 5 年ごとに実施する「団体交渉と労働争議に関する実態調査」の平成 24 年の結果が発表された。対象は民間事業所の労働組合員数規模 30 人以上の労働組合（単位組織組合・単一組織組合）。調査時点は昨年 6 月 30 日で全国 4,891 労組のうち、回答率は 64.3%。

労使関係が健全に機能しているかどうか、は健全経営のアイテムの一つ。当然ながら労使はいたずらに「団交」や「争議」など力技を振り回して互いが敵視するような時代ではない。

そういう感覚で調査結果を見ると、データとしては穏健に推移しているといえよう。例えば昨年 6 月時点で団体交渉を行った労組は 66.6%（5 年前の前回 69.5%）。団体交渉の現状では「満足している」（「大変満足している」3.3%、「お

おむね満足している」45.8%の計）労組は 49.1%（前回 48.6%）と 5 割に近い回答だ。

労使間の団交うちで話し合いが多い事項は「賃金額の改定」52.8%、「賃金制度」37.9%、「所定外・休日労働」24.1%。

労使協議機関の評価では、団体交渉と同様に「効果を上げている」や「ある程度効果あり」の合計が 67.0%（前回 69.9%）に達している。

一方で労働争議があった労組は 3.7%（前回 5.4%）。そのうちストライキなどの争議行為に入った労組は 75.6%（前回 87.8%）。肝心なことは、調査結果の数字の多くは 5 年前に比べ「労使改善」に向かっているという点だ。